

# 覚 書

\_\_\_\_\_ (甲) と \_\_\_\_\_ (乙) とは、\_\_\_\_\_ について、  
以下の通り覚書を締結する。

- 1.いかなる場合でも、乙は甲に返却・代金の返金請求は行いません。
- 2.乙は車両および車両関係書類などの全てが現共有姿での引き渡しであることを了承し、引き渡し後はノークレームとする。
- 3.乙は車両代金とは別で、預かり金として3万円を引き渡しと同時に甲に支払う。
- 4.乙負担にて車両と自賠責保険の名義変更を行い、名義変更が完了次第、その変更が確認できる車検証を甲に通知する。  
尚、1ヶ月以内を目安とし、もし長引く場合、甲に連絡をする。
- 5.4項にあたり、甲は必要な書類（自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証明書・自動車税納税証明書・譲渡証明書・委任状・印鑑登録証明書）を、乙へ引き渡しと同時に渡す。
- 6.4項の確認後、甲は5営業日以内に、乙名義の銀行口座に預かり金の3万円を振り込む。
- 7.名義変更完了前であっても、引き渡し以降は車両に何らかのことが起こっても乙の責任・負担となる。
- 8.甲、乙共に、反社会的勢力に何ら関わりがない。

以上、本覚書締結の証として本書二通作成し、甲乙各自署名の上、各一通を所持する。

令和 年 月 日

(甲)

住所

氏名

連絡先

(乙)

住所

氏名

連絡先